

寒川町選挙管理委員会告示第42号

公職選挙法第41条第1項の規定に基づき、令和5年8月27日執行の寒川町長選挙及びこれと同時に行う寒川町議会議員補欠選挙における期日前投票所を次の表のとおりとする。

建物の名称	所在地	設置期間
寒川町民センター展示室	寒川町宮山165番地	8月23日から 同月26日まで

令和5年8月22日

寒川町選挙管理委員会
委員長 森 一 光